

ILO「協同組合の振興」に関する勧告結論（案）

翻訳 岡安喜三郎（協同総合研究所）

以下の結論案は、第89回総会（2001年6月）の第5議題の討議の基礎として利用されることを念頭に置いている。

A. 文書としての形式

- 1 国際労働総会は協同組合の促進に関する文書を採択すべきである。
- 2 この文書は勧告の形をとるべきである。

B. 前文

- 3 この文書には以下のような基準を含むILO文書に言及した前文が盛り込まれるべきである。
 - (a) 雇用政策に関する条約(122号、1964年)および雇用政策(補足条項)(169号 1984年)
 - (b) 農業従事者団体条約(141号、1975年)と勧告(149号)
 - (c) 人的資源開発条約(142号、1975年)と勧告(150号)
 - (d) 中小企業における仕事おこし勧告(189号、1998年)

C. 目的、適用範囲、定義

- 4 加盟国は協同組合の発展段階に関わらず、全ての国において協同組合の潜在能力を促進するための措置を採り、組合員が行う以下のことを支援するべきである。
 - (a) 雇用の創出および収入を生む活動へのアクセスの拡大
 - (b) 教育訓練を通じた起業家・管理者能力を含む事業能力の開発
 - (c) 貯蓄と投資の増大
 - (d) ジェンダー、住宅、健康ケア、地域社会発展に重点をおいた社会福祉の強化
- 5 文書は、労働者所有顧客所有の区別なく、すべての形態の協同組合に適用され、地方

および都市、第一次・第二次・第三次、正規および非正規といった、協同組合が運営するすべての経済的社会的分野に適用されるべきである。

- 6 文書は、「協同組合」を「必要な資金を公平に出し合い、組合員が積極的に参加する事業体のリスクと利益を公正に分かち合い、民主的にコントロールされた組織構造を通じて、共通の目的を達成するために、自発的に一緒になった人々の団体」と定義すべきである。
- 7 文書は以下の原則に基づいた協同組合の主体性を促進・強化すべきである。
 - (a) 自主的で開かれた組合員資格
 - (b) 組合員の民主的コントロール
 - (c) 組合員の経済的参加
 - (d) 自治と独立
 - (e) 教育、訓練、情報
 - (f) 協同組合間協同
 - (g) コミュニティへの関心
- 8 文書は、他の事業や組織と同様に、協同組合が社会的に不利な立場にある人々のニーズに応えられるような措置の採用を奨励すべきである。

D. 政府、労使団体の役割、

これらとの間の協同の組織および関係

- 9 加盟国は政府の役割を以下のような規制に制限すべきである。
 - (a) 第7点に挙げられている協同組合の原則に基づいた政策および法律の枠組みの設定
 - (b) 迅速かつ簡易に協同組合登録ができるよ

- うな制度的枠組みの設定
 - (c)組合員のニーズに沿った協同組合の垂直構造を助長するための政策および枠組みの設定
 - (d)他の形態の事業に対するものと同様の協同組合監視措置の採用
- 10 使用者組織には以下のことが奨励されるべきである。
- (a)加入を希望する協同組合に対して会員資格を拡大し、以下のような適切なサービスを提供する。
 - ()協同組合と他の形態の事業との経験交流および商業連携の構築
 - ()生産性向上、製品・サービスの質の向上そして市場機会へのアクセスという協同組合の目標のためのプログラム設定
 - ()協同組合の利益となる社会・労働市場に関する研究への参加
 - (b)会員組織で働く労働者が生協、貯蓄信用協同組合、住宅協同組合を設立するよう勧める。
 - (c)その他、インフォーマル分野も含んだ協同組合振興のための活動を実施する。
- 11 労働者団体は以下のことを奨励されるべきである。
- (a)基本消費財、ローン、住宅、社会的サービスにアクセスし易い特別の目的をもった協同組合の設立を助言する。
 - (b)マイクロ企業の競争力を向上させ、社会サービスを組織するために、インフォーマル分野における協同組合の設立を推進する。
 - (c)協同組合に影響を及ぼす経済・社会問題を考察するために、全国・地域レベルの委員会や作業部会に参加する。
 - (d)例えば民間や国有分野からの転換の場合ように、雇用の創出・維持の見地から新しい協同組合の設立に参加する。
 - (e)生産性や機会均等の向上を目的とした協同組合のためのプログラムに参加する。
- (f)その他、用同組合振興のための活動を実施する。
- 12 協同組合組織とくに連合会には以下のことが奨励されるべきである。
- (a)協同組合発展の見地から有利な風土づくりのために、使用者団体、労働者団体、行政・非行政の関係当局との積極的なパートナーシップとつくり上げる。
 - (b)経営コンサルタント、人的資源開発、外部監査を含む実行可能な自らの技術支援に金を使い、管理する。
 - (c)関係協同組合に対して商売上財政上のサービスを提供する。
 - (d)国際レベルで、国の協同組合運動を代表する。
 - (e)その他
- E. 政策的枠組み
- 13(1)加盟国は、全国的な経済・社会開発の目的の一つとして、第7点で挙げた原則に基づく協同組合振興を考慮すべきである。
- (2)加盟国は、他の形態の事業体および社会的組織に劣らない条件で、協同組合を扱うべきである。ただし、協同組合に組織された不利な立場の組合員のニーズに対して特別な考慮が払われるべきである。
- 14(1)特に加盟国の政策は、以下のことをおこなうべきである。
- (a)協同組合向け信用貸付利用を促進する。
 - (b)協同組合組合員制の原理と実践分野の教育を推進する。
 - (c)組合員およびマネジャー双方の技術、運営能力を開発する。
 - (d)協同組合に関する情報を普及する。
 - (e)協同組合の生産性および商品・サービスの質のレベルを向上させる。
 - (f)市場への協同組合のアクセスへを簡便化する。
 - (g)開発政策の作成および実施をめざし、協同組合の全国的統計を充実する。

(2)以上の政策は、

- (a)可能であるならば、協同組合に関する政策および規制の作成・実施を、地方および地域的なレベルまで分散させるべきである。
- (b)協同組合の法的義務を、他の事業形態対象にした国内法によって必要なのと同程度にまで、登録、監査、資格取得、事業報告書の作成のような分野に留めるべきである。

F. 協同組合促進のための政策の実施

15(1)加盟国は協同組合に関する具体的な法令を採択し、それを定期的に改正するべきである。

- (2)その法令は第7点で挙げた協同組合の原則を明示的に認知するべきである。
- (3)加盟国は労使団体関係と同様に、協同組合に関する法令の作成および改正について協同組合団体と協議するべきである。

16(1)事業能力および雇用と収入を生み出す能力を強化するために、協同組合は支援サービスへのアクセスを持つべきである。

- (2)これらのサービスには以下のものが含まれるべきである。
 - (a)協同組合の組合員、マネージャー、従業員の企業家能力を向上させるための訓練計画
 - (b)調査・経営相談サービス
 - (c)金融および投資へのアクセス
 - (d)会計事務および外部監査
 - (e)経営情報サービス
 - (f)情報および広報サービス
 - (g)技術および革新に関する相談サービス
 - (h)法律および税金サービス
 - (i)その他、特定の経済部門で運営する協同組合が必要とするサービス
- (3)可能かつ適切であるならば、支援サービスは協同組合およびその団体によって資金調達がなされるべきである。

17 加盟国は、協同組合の投資金融および信

用貸付へのアクセスを容易にするための措置をとるべきである。具体的措置として：

- (a)市場が許すならば、信用貸付およびその他の金融の便宜が提供されるべきである。
- (b)管理上の手続きを簡略化し、協同組合資産の低水準を改善し、借入契約費用を抑制すべきである。
- (c)貯蓄・信用協同組合、協同組合銀行、協同組合保険を含む、協同組合のための自立的な金融システムを促進するべきである。
- (d)不利な立場のグループのための具体的な用意を含むべきである。

18 協同組合運動振興のために加盟国は、経験の交流とリスクと利益の分かち合いを奨励する目的で、あらゆる形態の協同組合間の技術的・商業的・財政的連携を発展させるにふさわしい条件をつくり上げるべきである。

G. 国際協力

19 加盟国は以下のことを通じて国際協力を促進するため適切な措置をとるべきである。

- (a)雇用の創出および協同組合の組合員のための収入生み出しにとって効果的であることが分かった政策および計画に関する情報交換
- (b)以下の行動を可能にするために協同組合の発展に関与する国内・国際の団体および研究所間の連携の奨励と促進
 - () 人事・アイデア、教育訓練の教材、方法論、参考資料の交流
 - () 協同組合およびその発展にかんする調査資料その他の編集と活用
 - () 協同組合間の提携および国際的パートナーシップの確立
 - () 協同組合の価値と原則の推進と擁護
- (c)市場情報、法制、訓練の方法と技術、科学技術ならびに製品基準のような国内・国際データへの協同組合のアクセス